

# 第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

## 7-1. 歴史的風致形成建造物の指定基準と対象要件

### (1) 歴史的風致形成建造物の指定の基本的な考え方

大田区は、これまでに文化財保護法並びに都及び大田区の文化財保護条例により、多数の建造物を保護してきた。一方で、大田区内には指定文化財や登録文化財に指定または登録されていないものの、歴史的な価値を有する建造物が多数存在し、歴史的風致形成の観点から、これらの建造物の適切な保全が求められている。

このため、大田区では、歴史的建造物のうち、重点区域において歴史的風致の維持向上を図るうえで必要かつ重要と認められる建造物は、その所有者等の同意を得たうえで「歴史的風致形成建造物」として指定し、保全を図ることとする。

なお、歴史的風致形成建造物の指定期間は、認定計画の計画期間内に限るものとする。

#### ■歴史的風致形成建造物：

区市町村は、歴史まちづくり法第12条に基づいて、重点区域内において歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められる建造物を指定することができる。

### (2) 歴史的風致形成建造物の対象要件

以下のいずれかに該当する建造物を対象とする。

- ①東京都文化財保護条例に基づく指定文化財（都指定文化財）
- ②大田区文化財保護条例に基づく指定文化財（区指定文化財）
- ③文化財保護法に基づく国登録有形文化財及び国登録記念物
- ④景観法に基づく景観重要建造物
- ⑤その他歴史的風致の維持向上に寄与するものとして、特に大田区長が必要と認めるもの

### (3) 歴史的風致形成建造物の指定基準

前項の対象要件を満たした建造物で、かつ重点区域内に所在する、以下のいずれかに該当するものを指定する。

- ①形態、意匠及び技術において優れているもの
- ②歴史性、地域の固有性、希少性の観点から評価が高く、保全が必要なもの
- ③外観が景観上の特色を有し、街並みの構成要素として重要なもの

ただし、以下の条件を満たすものとする。

- ・概ね築 50 年以上を経過しているもの
- ・所有者又は管理者等により、今後、当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持向上に資するための一般公開等の諸活動が行われる見込みのあるもの

## 7-2. 歴史的風致形成建造物の指定候補一覧

歴史的風致形成建造物の指定が想定される建造物は、以下のとおりである。

指定区分 凡例	関連する歴史的風致 凡例
①都指定文化財	①日蓮信仰
②区指定文化財	②四季を彩る伝統文化
③国登録有形文化財等	③銭湯文化
④景観重要建造物	④洗足池の景観保存
⑤その他	⑤大森貝塚
	⑦海苔のふるさと
	⑧馬込文士村

表 7-2-1 歴史的風致形成建造物の指定候補（表中の「指定年月日」に記入のあるものは、指定済み）

No.	名称	写真	所在地	建築年代	指定区分	関連する歴史的風致
	指定年月日		所有者(管理者)			
1	総門		池上	元禄年間 (1688-1704)	②	①
			池上本門寺			
2	経蔵		池上	天明4年(1784)	②	①
			池上本門寺			
3	此経難持坂(石段)		池上	慶長年間 (1596-1615)	②	①
			池上本門寺			

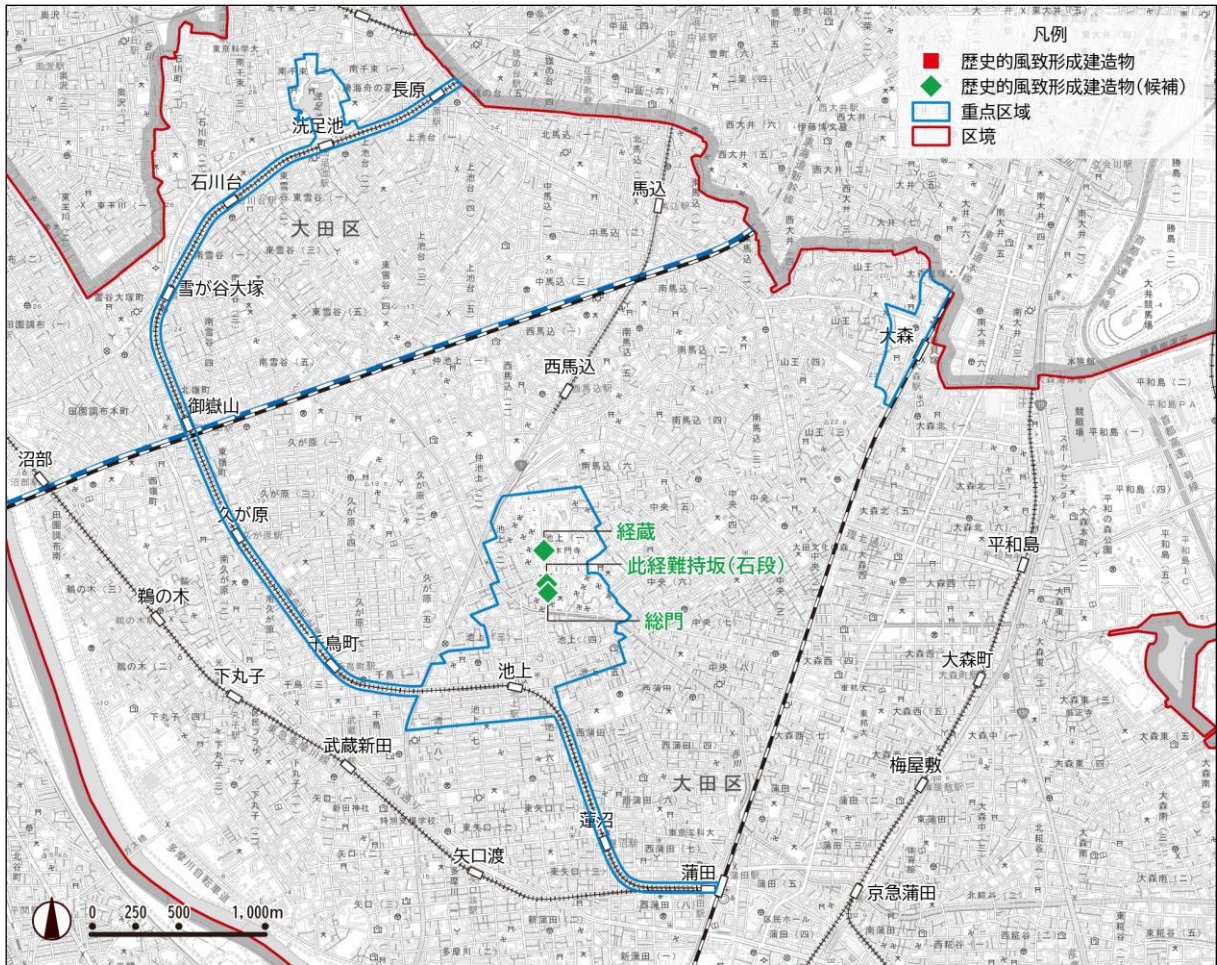


図 7-2-1 歴史的風致形成建造物(候補)の位置